

産業イノベーション人材育成に資する高等学校等教育改革促進事業
伴走支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

産業イノベーション人材育成に資する高等学校等教育改革促進事業伴走支援業務

2. 業務の目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、高校教育改革を先導する拠点(以下、「改革先導拠点」という。)の創出に取り組むこととしている。

本業務は、本県における人口動態や産業構造等の将来予測を踏まえた、高校の教育改革を進めるため、改革先導拠点において実施する取組に必要な情報の収集・調査・分析を行い、資料のとりまとめを行うほか、県及び改革先導拠点における改革を推進するための伴走支援することを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 改革先導拠点の取組を含む本県の教育改革全般に係る伴走支援

- ・本県の教育改革を推進するための調査・分析・論点整理
- ・改革先導拠点において実施する取組を推進するためのデータ収集・調査
- ・事業の推進体制構築に向けたステークホルダーの人選や関係者調整等を含む会議設計・運営支援

(2) 各類型の改革先導拠点（農業・工業・理数・多様な学びの4分野）における取組を実現するための伴走支援

- ・事業推進のためのアドバイザー配置や専門人材派遣
- ・外部連携先や専門家の調整等支援、取組成果の評価手法の導入

(3) その他業務

- ・高校教育改革推進のための全国の取組事例等の収集・提供
- ・関係者へのヒアリングやアンケートの設計および分析
- ・本業務に係る定例打合せの調整・実施（オンライン含む）

(4) 留意事項

上記(2)の伴走支援業務について、工業分野の改革先導拠点に係る伴走支援は、産業イノベーション人材育成に資する高等学校等教育改革促進事業に係る国の第4回申請に係る採択内定通知までは申請内容の検討に対する支援を含むものとする。なお、当該申請が未採択となった場合は、その時点で工業分野の改革先導拠点に係る伴走支援は業務打ち切りとし、以後の対象経費は減額変更を行う。

5. 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施にあたっては、業務を総括し、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 業務スケジュールの管理

受託者は全体のスケジュールを管理し、委託者に対し適宜進捗を報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

(3) 改革先導拠点の伴走支援

改革先導拠点の伴走支援にあたっては、アドバイザーを1名以上配置すること。アドバイザーには、学校魅力化や地域活性化分野におけるコンサルティング経験を有する者を配置すること。

(4) その他

受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。委託者からの要請に応じて、関係者との会議や打ち合わせに必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

6. 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

7. 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又群馬県の教育を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

② 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 著作者人格権の行使

受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(5) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

8. 貸与資料

委託料が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

9. 情報のセキュリティの確保

(1) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. その他

- (1) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。
- (2) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる（以下、「再委託先」という。）ことを必要とするときは、当該業務に必要な専門性を有する適切な再委託先を選定するよう努めるとともに、本契約により受託者が負うのと同等の義務を再委託先に課すものとし、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (4) 本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。また、本業務の執行段階において、委託者と受託者との協議の上、仕様書の内容を変更することができるものとする。
- (5) 産業イノベーション人材育成に資する高等学校等教育改革促進事業は、終期（令和 11 年 3 月 31 日）までに事業計画で定める教育改革の成果を上げる必要があり、令和 10 年度末までの取組の継続性が強く求められるものである。このことから、令和 9 年度及び令和 10 年度の本業務の契約について、令和 9 年度群馬県予算への当該経費の計上に係る群馬県議会の議決が得られた場合は、令和 8 年度の本業務受託者と随意契約を行うことを想定している。